

令和6年度埼玉県海外出願支援事業

(海外出願補助金※) 公募要項

※今年度から「外国出願補助金」より名称変更されました

1. 事業の目的

本事業は、特許や商標等の産業財産権を海外において戦略的に活用しようとする埼玉県内中小企業等を支援するために、公益財団法人埼玉県産業振興公社（以下、公社）が、経済産業省・関東経済産業局から交付される予算の範囲内で、海外出願にかかる経費の一部を助成することにより、県内中小企業等の海外市場への新たな参入や事業展開の促進、国際競争力の向上等を目的とするものです。

2. 補助対象者

埼玉県内に本社または事業所等を有している、下記（１）～（７）に該当する中小企業者等で、産業財産権（特許、実用新案、意匠、冒認対策商標）の外国特許庁への出願を予定していること。

（１） 以下（ア）～（ウ）のいずれかに該当する者

（ア） 中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号までに規定された要件に該当する中小企業等

- 「みなし大企業」は除きます（次頁参考①、参考②を参照）

（イ） （ア）で構成されるグループ（構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営むもの）

（ウ） 地域団体商標に係る海外出願に限り、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及び特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（NPO法人）

（２） 先行技術調査等の結果からみて、海外での権利取得の可能性が明らかに否定されないこと。

（３） 海外出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。

（４） 国内基礎出願と予定している外国特許庁への出願の出願人名義が、同一（企業名）であること。

（５） 申請時に、外国特許庁への出願を依頼する弁理士等の国内代理人（選任代理人）の協力が得られる、または出願手続を現地代理人等へ直接依頼する場合等には、それと同等の書類を提出できること。

（６） 採択された場合、特許庁が実施する「フォローアップ調査、ヒアリング等」（本事業完了後5年間）に協力・回答すること。

（７） 本公募要項別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項のいずれにも該当しないこと。

<参考①> みなし大企業

<ul style="list-style-type: none"> ・発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上が同一の大企業（特定ベンチャーキャピタルは除く）の所有に属している ・発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上が複数の大企業（特定ベンチャーキャピタルは除く）の所有に属している ・役員の総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼ねている ・資本金又は出資の総額が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者等 ・間接補助金申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者等
--

<参考②> 中小企業支援法第2条に規定する中小企業者

製造業、建設業、運輸業等 (うちゴム製品製造業)	資本金3億円以下又は従業員300人以下 資本金3億円以下又は従業員900人以下
卸売業	資本金1億円以下又は従業員100人以下
小売業	資本金5千万円以下又は従業員50人以下
サービス業 (うちソフトウェア業／情報処理サービス業) (うち旅館業)	資本金5千万円以下又は従業員100人以下 資本金3億円以下又は従業員300人以下 資本金5千万円以下又は従業員200人以下

3. 対象となる出願

次に該当する出願であること。

- 申請時点で、既に日本国特許庁に行っている出願（基礎出願）を有し、本事業の交付決定日から令和6年12月末日までに外国特許庁へそれと同一内容の出願または指定国への国内移行が完了する、下記（ア）～（オ）のいずれかに該当する外国出願であること。
 - （ア） パリ条約等に基づき、外国特許庁に優先権を主張して行う出願
(※商標登録出願の場合には、優先権を主張することを要しない)
 - （イ） 特許協力条約に基づく国際出願（PCT 国際出願）を利用して、各国への国内移行を行う出願
(国際出願の受理官庁が日本国でないものも含まれます)
 - （ウ） ダイレクト PCT 出願の場合、PCT 国際出願時に日本国を指定国に含み、国内移行する出願
(国際出願の受理官庁が日本国でないものも含まれます)
 - （エ） ハーグ協定に基づく外国特許庁への国際意匠出願（ハーグ出願）
(※基礎出願がない場合には、日本国を指定国に含むこと)
 - （オ） マドリッド協定議定書に基づく国際商標出願（マドプロ出願）

【留意事項】

- 日本国特許庁に出願（基礎出願）のないものは、助成対象外です。（※一部、例外あり）
- 交付決定（採択）前に外国特許庁への出願が完了している案件は、助成対象外です。
- 既に日本国特許庁に行っている出願（基礎出願）には、PCT 国際出願を含むものとします。
- PCT 国際出願そのものは、助成対象外です。

4. 補助率・上限額

- (1) 補助率は補助対象経費の1/2とします。(千円未満は切捨て)
- (2) 各上限額は下表のとおりです。

1 企業に対する補助金の上限額		300万円
1 案件に対する補助金の上限額	特許出願	150万円
	実用新案登録出願	60万円
	意匠登録出願	60万円
	商標登録出願	60万円
	冒認対策商標出願	30万円

- 案件の数え方の例は次のとおりです。
 - ・Aという国内基礎出願について、米国、欧州、中国の3カ国に出願する場合は、1案件とします。
 - ・Bという国内基礎出願について、米国に出願し、さらにCという国内基礎出願について、同じく米国に出願する場合は、2案件とします。
- 他の事業者等と共同で海外出願を行う場合には、申請者の持ち分比率に応じた額（かつ、補助対象者が負担した額の範囲内）を補助対象経費とします。
- 出願国において中小企業者等に対する出願費用等の減免制度がある場合はそれを利用してください。
- 採択された場合でも、事業予算の都合等によって補助金額が減額されることがあります。

(3) 本事業では、全国事業である「海外権利化支援事業」（【事務局】（一財）発明推進協会）との同一案件（基礎出願番号と出願国が同じ）の重複申請はできません。（同一案件でなければ、それぞれの事業に申請することが可能です。） 詳細は下記ウェブサイト等でご確認ください。

「海外権利化支援事業」ウェブサイト <https://www.jiii.or.jp/kaigai-hojo/index.html>

<参考：令和6年度「海外権利化支援事業」公募期間>

第1回：令和6年5月30日（木）～ 6月14日（金）12時（予定）

第2回：令和6年8月19日（月）～ 8月30日（金）12時（予定）

第3回：令和6年11月18日（月）～ 12月3日（火）12時（予定）

5. 補助対象経費

- (1) 交付決定日から令和6年12月末日までに発生し、
当社が定める実績報告書等の提出期限^{※1}までに支払をおこなった下記の経費が助成対象です。

外国特許庁への出願費用	○外国特許庁への出願手数料 ○PCT 国際出願に関する各指定国への国内移行時の手数料 ○WIPO（ハーグ出願、マドプロ出願のみ）への出願手数料 ○外国特許庁へ出願料と同時に支払うことができる費用 （審査請求料・優先権主張料・補正料・出願維持年金等）
国内代理人費用	○外国特許庁に出願するための国内代理人にかかる経費 ○銀行振込手数料・銀行送金手数料 ○出願国の制度上、出願に必要であることが認められる経費 （公証人証明書申請書費用、委任状作成費用、米国 IDS 作成費用等）
現地代理人費用	○外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費
翻訳費用	○外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費 <u>（必ず「翻訳単価×Word 数」を請求書等に明記してください）</u>

※1 実績報告書等の提出期限：事業完了^{※2}後 30 日以内または令和7年1月末日のいずれか早い日

※2 事業完了：外国出願手続の完了後、国内代理人への全ての支払が完了、または出願番号が付与された時点

- (2) 「補助対象外」となる経費の例

<ul style="list-style-type: none"> ・交付決定日以前に発生し、支払いをした費用（事前着手は不可） ・先行技術調査に係る費用 ・本補助金の交付申請書・実績報告書作成に係る代理人費用 ・国内消費税、海外での付加価値税やサービス税（VAT） ・外国特許庁へ出願後、追加的に外国特許庁、国内外代理人等に支払った費用 （例として、出願と同時にない審査請求費用、出願に不備があった場合の自発的な補正費用等） ・仲介手数料、第三国への代理人へ支払った費用 ・日本国特許庁への出願に要する経費 （例として、特許庁印紙代、PCT 国際出願に要する国際出願手数料、マドプロ出願に要する本国官庁手数料、優先権証明書の発行費用等） ・PCT 国際出願のうち、国際段階の手数料（例として、国際出願手数料、調査手数料、送付手数料、予備審査手数料等）

- 上記は一例です。補助金確定時に精査して補助金額を決定します。（追加的に対象外となる場合あり）

6. 申請手続

(1) 公募期間（申請書類の受付期間）

令和6年5月16日（木）～令和6年6月21日（金）12:00【申請書類一式必着】

※上記期間内に必要な申請書類一式がそろわない場合、または申請書類や手続に不備があり、その補正が間に合わない場合等の申請受付には一切応じられません。予めご了承ください。

(2) 申請前の初期登録について

事務局で申請状況を管理するため、本補助金の申請を希望される方は、はじめに公社の本補助金ホームページにある「[初期登録フォーム](#)」に申請者の基本情報等を入力してください。初期登録完了後、申請書類を提出してください。初期登録だけでは、申請とはなりませんのでご注意願います。

(3) 申請書類の提出方法

「7. 提出書類」で示す必要書類一式を電子データにして、次の提出先まで【電子メールで申請（提出）】してください。

※機密情報保護の観点から、電子データには必ずパスワードを設定してください。

※万一、電子メールでの提出ができない場合は、6月7日（金）までに下記担当へご相談ください。

【提出先】（本補助金事務局）

公益財団法人埼玉県産業振興公社

新産業振興部 産学・知財支援グループ 担当：山極（やまぎわ）

〒338-0001 さいたま市中央区上落合 2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ3階

メール：chizai@saitama-j.or.jp

電話：048-621-7050

<本補助金ホームページ：<https://www.saitama-j.or.jp/shikin/r6/kaigaisyutugan/>>

(4) 電子補助金申請システム「jGrants（Jグランツ）」を使用する場合

本事業では、「Jグランツ」のみでの申請はできません。（基礎情報のみ登録可能です）

申請に必要な書類一式は、必ず上記（3）で示している方法で提出してください。

7. 提出書類

(1) 申請書類（本補助金の申請時に必要な書類です。申請前のチェックリストとしてもご利用ください。）

書類 番号	申請書類	法人	個人 事業者	事業 協同組合	商工 会議所等	NPO 法人
1 (注1)	<p>【様式第 1-1】「交付申請書」 ※冒認対策商標で申請の場合は【様式第 1-2】 ※記入例あり 公社 HP から様式ダウンロード可能</p>	○	○	○	○	○
	<p>【様式第 1-1 の別紙】「協力承諾書」 ※代理人（弁理士等）に出願手続等を依頼する場合 ※日付は交付申請書と同じかそれ以前としてください ※冒認対策商標で申請の場合は【様式第 1-2 の別紙】 公社 HP から様式ダウンロード可能</p>	○	○	○	○	○
	<p>【様式第 1-1 の別添】「役員等名簿」 ※冒認対策商標で申請の場合は【様式第 1-2 の別添】 公社 HP から様式ダウンロード可能</p>	○	○	○	○	○
2	「登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し」	○			○	○
	「住民票（マイナンバー記載なしのもの）の写し」		○			
	「定款」			○		
3 (注2)	「会社の事業概要」	○				
	「事業者の概要」		○			
4 (注3)	直近 2 期分の「決算書の写し等」 （※貸借対照表及び損益計算書等）	○		○	○	○
	直近 2 年分の「確定申告書の控え等」		○			
5 (注4)	外国特許庁への出願の基礎となる 日本国特許庁への出願（基礎出願）に係る「出願書類」	○	○	○	○	○
6 (注5)	外国特許庁への出願に要する経費が確認できる「見積書等」	○	○	○	○	○
7	外国特許庁への出願に要する経費に関する 【資金計画】 （※自己資金・借入金等を記載） ※ 記入例 あり 公社 HP から様式ダウンロード可能	○	○	○	○	○
8 (注6)	「先行技術調査等の結果」 （※登録済みの場合は登録証）	○	○	○	○	○

9	出願する技術・創作等を活かした「製品等の参考資料」等 (※冒認対策商標以外の場合) 出願する商標を使用する「製品等の参考資料」 (※冒認対策商標の場合)	○	○	○	○	○
10	<外国特許庁への出願が共同出願の場合のみ> 持分割合及び費用負担割合の明記がある「契約書等の写し」	△	△	△	△	△
11 (注7)	<令和6年5月1日以降に日本国特許庁への出願(基礎出願)を行う特許出願案件のみ> 「特許出願非公開制度に関する自己確認書」 公社 HP から様式ダウンロード可能	△	△	△	△	△
12	<賃上げ実施による加点希望企業等のみ> 様式第10「賃金引上げ計画の誓約書」および 「従業員への賃金引上げ計画の表明書」 公社 HP から様式ダウンロード可能 ※詳細は本要項10頁を参照ください。	△	△	△	△	△
13	<ワーク・ライフ・バランス推進による加点希望企業等のみ> 該当する「認定証等の写し」 ※詳細は本要項10頁を参照ください。	△	△	△	△	△

(注1) ○「交付申請書」の提出により、別紙(本要項14頁)の「暴力団排除に関する誓約事項」に同意したものとします。

○代理人(弁理士等)に外国特許庁への出願手続等を依頼しない場合には、「交付申請書」【様式第1-1】もしくは【様式第1-2】の「15. 外国特許庁への出願を依頼する国内弁理士等(選任代理人)」欄に「選任代理人に依頼する場合と同等の書類を自らの責任で補助事業者あてに提出できる」旨の記載(宣誓)をもって、協力承諾書の提出は不要とします。

○「役員等名簿」については、様式第1の別添を参考に、法人である場合は役員、個人事業者である場合はその者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載すること。

(注2) 事業概要が明記されているパンフレット(会社案内等)でも代用可能。

(注3) ○創業1年以上2年未満の場合：

1期分の決算書に加え、預金残高証明(直近及び3か月前の2通)を併せて提出すること。

○創業1年未満の場合：

決算書に代えて、法人設立届出書/開業届、預金残高証明書(直近及び3か月前の2通)、事業計画書、収支計画書を提出すること。

(注4) 出願日・出願番号・出願内容が確認できる書類(下表参照)

(ア) 基礎出願の出願書類
(a) 特許出願(日本国内の出願)：受領書、願書、明細書、特許請求の範囲、図面、要約 (PCT国際出願)：受領書、願書、明細書、請求の範囲、図面、要約
(b) 実用新案登録出願：受領書、願書、明細書、実用新案登録請求の範囲、図面、要約
(c) 意匠登録出願：受領書、願書、写真または図示的表現

(d) 商標登録出願：受領書、願書（登録になっている場合は商標登録証）
(イ) 基礎出願が優先権主張を伴う場合、優先権主張の基礎となる出願の出願書類等
(ウ) 基礎出願の応答書類：拒絶理由通知書、意見書、手続補正書等
(エ) PCT国際出願について提出されたPCT第19条(1)の規定に基づく補正書、PCT第34条(2)の規定に基づく補正書

(注5) ○出願国ごと、費用項目ごと（外国特許庁費用、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳費用）に分けて金額を明記すること。

○申請金額が補助上限額となる可能性があるため、為替レートについては変動を考慮して設定することをおすすめします。

○翻訳費用がある場合は、必ず費用の内訳（Word数×単価）を明記すること。

○現地代理人の事業所名及び所在国を明記すること。

(注6) ○調査結果に加え、調査種類（データベース名）、調査対象範囲（調査対象期間・検索式・抽出件数）、調査実施者（調査経験年数）等を明記すること。

○PCT出願に関する国際調査報告書（ISR）がある場合には、ISRの提出による代用が可能です。

○基礎出願がすでに特許/登録査定となっている場合は、その通知等の写しによる代用が可能です。

○調査結果により外国での登録が困難と判断される場合（PCT出願のISRで国際調査機関より「X」「Y」等の結果が出た場合等）は対応策について記載された書面、及びその対応策での登録可能性を説明する資料（追加の調査結果等）を添付すること。

○商標や意匠の場合、出願予定国に関する先行登録調査結果（国際機関や出願予定国等における無料データベースを用いた検索結果）を提出すること。

(注7) 本様式は、助成申請に係る特許出願の明細書等に、経済安全保障推進法（令和4年法律第43）に定める「特定技術分野」に属する発明が記載されていないこと等を、申請者自身で確認したことを宣誓するものです。日本でした発明について、基礎となる特許出願（ダイレクトPCTを含む）を令和6年5月1日以降に行うものについてご提出ください。対象となる出願について本様式による確認がなされていない場合、当該出願についての助成申請を受理することはできません。

【※ご注意※】 本補助金では提出された申請書類をもとに、書類審査で採否を決定するため、特に下記項目については、具体的な内容を記入して申請されることお勧めします。

○書類1 「交付申請書」【様式第1-1または1-2】
<ul style="list-style-type: none"> ・10 外国特許庁への出願の動機・目的 ・11 出願（予定）国における事業展開計画（出願（予定）国を選んだ理由も含む） ・13 出願の新規性、進歩性、創作性等（先行・類似調査の状況を含む。）
○それ以外の書類
<ul style="list-style-type: none"> ・書類5 外国特許庁への出願の基礎となる日本国特許庁への出願（基礎出願）に係る「出願書類」 ・書類8 「先行技術調査等の結果」 ・書類10 出願する技術・創作等を活かした「製品等の参考資料」（冒認対策商標以外の場合） 出願する商標を使用する「製品等の参考資料」（冒認対策商標の場合）

8. 本補助金に関する相談窓口

海外での事業展開を進めるためには、海外進出の目的・進出形態に応じた知的財産面でのリスクや必要な対策、出願の可否やメリット・デメリット・中間応答等の海外での権利化に至るまでの手続、費用対効果等を正しく認識することが重要です。本補助金の申請に関するご相談のか、産業財産権の海外展開等への理解を深めるため、下記の相談窓口にご相談いただくことをおすすめします。

INPIT 埼玉県知財総合支援窓口（運営：公社）【相談無料・秘密厳守】

窓口ウェブサイト：<https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/saitama/>

電話：048-621-7050

※予約の際、「海外出願補助金について相談したい」とお伝えください

【ご相談内容の例】

- ・海外展開における知財リスクや注意点
 - ・出願（移行）国の選定
 - ・外国出願の必要性や知財戦略
 - ・本補助金の申請手続の助言
 - ・本補助金の交付申請書の記載内容に関する助言
- 同窓口の支援はあくまで「助言」であり、法的責任を負いません。最終的なご判断はご自身でお願いいたします。
 - 同窓口にご相談いただいたか否かについては審査に一切影響しません。
 - 申請書類の代理作成や、細かな添削・指導には一切応じられません。



9. 選考

当公社に設置する審査委員会において申請書類についての書類審査を実施し、採否を決定します。

採否の結果通知（交付決定通知）は、8月初旬を予定しています。

- なお審査経過や審査内容等に関するお問合せには、一切応じられません。

(1) 選考基準

① 先行技術調査等の結果から判断して、海外での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断される出願であるか
② 海外で産業財産権を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲がある中小企業者等であるか
③ 海外で権利取得した場合に、当該権利を活用した事業展開を計画している又は商標出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している中小企業者等であるか
④ 海外出願に必要な資金能力及び資金計画、権利取得後の権利維持や事業展開等に必要な経営基盤を有しているか

(2) 加点措置

① 「賃上げを実施する企業」に対する加点措置

本補助事業では、賃上げを実施する企業に対して、審査上の加点措置を実施します。

当措置を希望する企業等は、様式第10の「賃金引上げ計画の誓約書」及び「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（使用する様式は4タイプから1つ選択）を申請時に提出してください。

- 申請後の1事業年度又は1年（暦年）の期間において、給与総額又は一人あたりの平均受給額が、1.5%以上増加したかにより賃上げの判断をします。
- 企業が加点措置を希望する場合は、「申請時提出書類」に加えて、様式第10「賃金引上げ計画の誓約書及び従業員への賃金引上げ計画の表明書」提出により受領とします。
- 採択された場合、上記の賃上げ期間終了後に、賃上げ実績の確認のための書類「法人事業概況説明書（写し）」又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（写し）」の提出が必要です。
- なお、前述の書類による証明が難しい場合は、別の書面や税理士又は会計士等の第三者により同等の賃上げ実績を確認できる書類に代えた提出も可能。
- 賃上げが1.5%満たない場合は、「理由書」の提出が必要です。
- なお、賃上げ実績の確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等は、実施要領の規定に基づき、補助金の交付決定取消し及び補助金返還となる可能性があります。詳細は様式第10 誓約書・表明書の「留意事項」を確認ください。

		賃上げの判断基準	
		給与総額	平均受給額
常時使用する従業員	有	【様式第 10- 1】	【様式第 10- 2】
	無	【様式第 10- 3】	【様式第 10- 4】

② 「ワーク・ライフ・バランスの取組を推進する企業」に対する加点措置

本措置を希望する企業等は、下記（ア）～（エ）に該当する「認定書の写し等」を申請時に提出してください。

（ア）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）
（イ）女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、専用サイト（女性の活躍推進企業データベース）で公表している企業（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。
（ウ）次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）
（エ）青少年の雇用の促進に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）

(3) 優遇措置

下記 (ア) ~ (エ) に該当する企業等は、審査時に優遇^{※1}します。

本措置を希望する場合は、該当する「証明書類等」を申請時に提出^{※2}してください。

(ア) 本補助金の新規申請者 ● 平成 26 年度から令和 5 年度までの外国出願補助金採択者は「対象外」です
(イ) 地域未来牽引企業（グローバル型）に選定されている企業
(ウ) JAPAN ブランド育成支援等事業採択企業（直近 3 年間）
(エ) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金採択企業（直近 3 年間）

※1 「優遇」とは (2) の加点措置より少ない加点とします。

※2 (イ)、(ウ)、(エ) のみ

10. その他の遵守事項等

(1) 交付決定（採択）後

- 弁理士などの選任代理人がいる場合には、交付決定（採択）されたことを必ず周知・連絡し、交付決定日以降に連携して海外出願手続を進めてください。
- 申請した事業内容の変更や中止、海外出願自体の取下げ・放棄等は、原則として認められません。やむを得ない事情により、変更が生じる場合（出願国の変更、出願内容の補正等）及び、事業を中止・廃止、海外出願自体の取下げ・放棄等する場合には、必ず当公社まで事前連絡のうえ、様式第3「計画変更（等）承認申請書」を提出し、公社の承認を得る必要があります。
- 採択された場合、「G ビズ ID」の取得有無を確認します。（G ビズ ID とは、「J-grants」などの電子補助金申請サービスを利用するためのアカウントです。取得がない場合は新たに取得をお願いします。）

(2) 事業完了後（令和7年1月以降）

- 事業完了後においても海外出願の放棄・辞退等（例えば、拒絶理由通知に対する中間応答の断念）は、特段の事情がない限り認められません。やむを得ない事情により、万一、事業を中止または廃止、外国出願自体の取下げ・放棄等する場合には、あらかじめ当公社に事前連絡のうえ、様式第3「計画変更（等）承認申請書」を提出する必要があります。
- 本事業完了後5年間、海外出願した産業財産権に係る取得・活用状況等について、特許庁が実施する「フォローアップ調査・ヒアリング」に回答・協力いただきます。
- 上記の「フォローアップ調査」に回答していない場合、翌年度の本補助金には採択されません。
- 補助金の交付を受ける中小企業者等については、その名称、所在地、交付の決定を受けた出願種別、採択日、交付決定日、法人番号、交付決定金額及び確定金額について公表させていただきます。
- 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業が完了した日の属する年度の終了後から5年間保存していただきます。

(3) **実績報告について**

- **海外出願が完了した場合には、指定期日である【事業完了後 30 日以内または令和 7 年 1 月末日のいずれか】までにすみやかに公社へ実績報告をおこなう必要があります。**
- 上記の指定期日までに、「実績報告書」及び「外国特許庁へ出願したことを証明できる書類」や「経費の支出根拠となる証明書類」等を公社に提出していただきます。また経費の支出根拠となる書類等に不備が認められた場合には、補助金額の全額又は一部が対象外となることがあります。
- 実績報告の手順・方法については、交付決定後に対象者へメール及び当公社ホームページでご案内する予定です。(令和 6 年 8 月以降を予定)

11. 主な事業スケジュール

公募期間（申請期間）	令和 6 年 5 月 16 日～6 月 21 日
書類審査（審査委員会）	令和 6 年 7 月下旬
補助金交付決定通知（結果通知）	令和 6 年 8 月上旬
海外出願完了期限	令和 6 年 12 月末日
実績報告書類の提出期限	令和 7 年 1 月末日
補助金の確定・支払	令和 7 年 3 月末

12. <参考> 本事業フローチャート



暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、間接補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき